

第三次菊川市子ども読書活動推進計画

— 「豊かなこころを育むまち」 —

～ 市民一人ひとりの豊かな個性や創造力を伸ばす ～



©菊川市

平成 30（2018）年 3 月

菊川市教育委員会

はじめに

読書は、豊かな感性や考える力を育み、子どもの成長に大きな役割を果たします。子どもたちは、読書を通じて、言葉の使い方を学び、人を思いやる気持ちを育て、思考力を高めることにより、人生をより深く生きていくための力を培っていきます。

こうした読書の意義を踏まえ、本市では、平成 20 年 3 月に、子ども読書活動にかかる施策を総合的かつ体系的に推進する指針として、「菊川市子ども読書活動推進計画」（第一次）を、平成 25 年 3 月に「菊川市子ども読書活動推進計画」（第二次）を策定し、子どもの読書活動推進のため、家庭・地域・学校・行政が一体となった取り組みを進めてきました。

その結果、平成 24 年 4 月には、「子ども読書活動優秀図書館」として評価され、文部科学大臣賞を受賞いたしました。

この度、現行の計画期間が平成 29 年度に満了することから、これまでの成果と課題を踏まえ、子ども読書活動のさらなる推進を図るため、「第三次菊川市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、子ども読書活動が、家庭・地域・園・学校・行政等それぞれの場において、より一層活発になるよう、積極的に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました市民の皆様方並びに関係者の方々に心から感謝申し上げますとともに、計画の推進におきまして皆様方の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

菊川市教育委員会教育長 石原 潔

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的 1
2 計画の位置づけ 1
3 計画の基本方針 3
4 計画の対象 3
5 計画の期間 4
6 施策の体系 4

第2章 子どもの読書活動を推進するための施策

1 家庭における読書活動の推進 6
2 地域における読書活動の推進 8
3 幼稚園・保育園・認定こども園における読書活動の推進10
4 学校における読書活動の推進11
5 図書館における読書活動の推進14
6 連携・協働と普及啓発・広報活動の推進16

第3章 子ども読書活動の推進体制

1 計画の推進体制22
2 評価と進捗管理22
3 その他22

第三次菊川市子ども読書活動推進計画努力目標24
-----------------------	---------

資料編

○ 用語解説25
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律29
○ 菊川市立図書館協議会・菊川市子ども読書活動推進協議会・ 菊川市子ども読書活動庁内推進委員会 名簿31

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

読書活動は、子どもたちが、読み、書き、話すといった国語力や考える力、幅広い知識を身につけるばかりでなく、人間としての考えを深め、心豊かに成長していく上で欠くことのできないものです。

この計画は、次代を担う子どもたち一人ひとりが、自主的に読書に向かうことができるよう、家庭、地域、幼稚園・保育園・認定こども園、学校など、行政と市民が一体となって読書環境の整備を進めることにより、読書の楽しさ、大切さを伝え、子どもたちの成長を支えていくことを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日法律第154号）に基づくもので、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」（平成25年3月）及び「静岡県子ども読書活動推進計画（二次中期計画）」（平成26年3月）を基本とし、市の上位計画である「第2次菊川市総合計画」や「菊川市教育大綱」、また関連する「菊川市子ども・子育て支援事業計画」等と整合性を図り策定しています。

◇計画の位置づけ（図）

別紙

計画の位置づけ(図)

子どもの読書活動の推進に関する法律
平成13年(2001年) 12月法律第154号

↓ 公布・施行

国

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第一次)
【平成15年度～19年度】 平成14(2002)年 8月閣議決定

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)
【平成20年度～24年度】 平成20(2008)年 3月閣議決定

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)
【平成25年度～29年度】 平成25(2013)年 5月閣議決定

↓ 指針

静岡県

静岡県子ども読書活動推進計画 【平成16年度～22年度】
平成16(2004)年 1月策定

静岡県子ども読書活動推進計画 【後期計画】 【平成20年度～22年度】
平成20(2008)年 2月策定

静岡県子ども読書活動推進計画 【第二次計画】 【平成23年度～32年度】
平成23(2011)年 3月策定

静岡県子ども読書活動推進計画 【第二次前期計画】 【平成23年度～25年度】
平成23(2011)年 3月策定

静岡県子ども読書活動推進計画 【第二次中期計画】 【平成26年度～29年度】
平成26(2014)年 3月策定

読書県しずおかの構築 : 県民一人一人が生涯を通じて読書を楽しむ習慣の確立
「本に出会い、本を知る」 → 「本に親しみ、本を活かす」 → 「本と生き、本を伝える」

↓ 指針

菊川市

第2次菊川市総合計画
平成29(2017)年度～平成37(2025)年度

菊川市教育大綱

平成29(2017)年度～平成37(2025)年度

↓ 施策

↓ 基本方針

菊川市子ども読書活動推進計画 【平成20年度～24年度】
平成20(2008)年 3月策定

菊川市子ども読書活動推進計画実施計画 【平成20年度～24年度】
平成21(2009)年 3月策定

菊川市子ども読書活動推進計画 【第二次計画】 【平成25年度～29年度】
平成25(2013)年 3月策定

↓ 事業評価・見直し・取り組みの検討・努力目標

第三次菊川市子ども読書活動推進計画
平成30(2018)年度～平成34(2022)年度

3 計画の基本方針

第三次子ども読書活動推進計画は、第二次子ども読書活動推進計画の基本的な考え方を引き継ぎ、菊川市のすべての子どもたちが、あらゆる機会あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、施策の方向性や取り組みを示し、社会全体で子どもの読書活動の意義や重要性を理解し、推進していくために策定するものです。

市は、この計画の目的を達成するため、次の3点を基本方針とし、具体的な取り組みを行っていきます。

(1) 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進と連携

子どもの読書活動を推進していくためには、家庭、地域、幼稚園・保育園・認定こども園、学校等がそれぞれの役割を充分理解し、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

特に、子どもの読書活動に携わる地域施設、幼稚園・保育園・認定こども園、学校、図書館、関係機関（団体）等が連携し、相互の協力が図れる体制を整備し、子どもの読書活動推進に向けた特色ある取り組みが展開されるよう努めます。

(2) 子どもの読書環境の整備と充実

子どもたちが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくには、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が本の魅力や読書の楽しさを知り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような環境を整えることが大切です。子どもたちの主体的な読書活動を支えるため、子どもを取り巻く読書環境の整備・充実に努めます。

(3) 子どもの読書活動の普及と啓発の推進

子どもたちの自主的な読書活動を推進するためには、特に、子どもの成長に深く関わる身近な大人が、読書活動に理解と関心を持つことが重要です。子どもたちは、絵本や昔話等の読み聞かせを通じて、また、読書する大人の姿を見ることで読書意欲を高めていきます。そのため、子どもたちの自主的な読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、社会全体で子どもの読書活動を推進する機運の醸成に努めます。

4 計画の対象

本計画では、概ね18歳以下の子どもと、その保護者をはじめ子どもの読書活動の推進に携わる市民と行政関係者などを対象とします。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。
ただし、必要に応じて内容の変更・修正等の見直しを行います。

6 施策の体系

基本方針に基づき、家庭、地域、幼稚園・保育園・認定こども園、学校、図書館等それぞれの主体が読書の環境づくりを行い、読書に親しむ機会の拡大を図ります。そして、さらなる環境の充実と読書への理解の促進をめざし、連携・協働と普及・広報活動を進めます。

これらを踏まえ、子どもの読書活動の推進に向け「家庭における読書活動の推進」「地域における読書活動の推進」「幼稚園・保育園・認定こども園における読書活動の推進」「学校における読書活動の推進」「図書館における読書活動の推進」「連携・協働と普及啓発・広報活動の推進」の 6 つの項目に基づき施策を展開します。

◇施策の体系と取り組み（表）

別紙

施策の体系と取り組み

推進項目	施策の方向	事業の主な内容（事業名）	担当課
1 家庭における読書活動の推進	(1) 本との出会いの場の提供と啓発	① 新生児訪問時の啓発	健康づくり課・市立図書館
		② ブックスタートでの啓発	健康づくり課・市立図書館
		③ 家庭教育学級等での啓発	社会教育課
	(2) 読書に親しむ環境づくり	① 読書通帳の推進	市立図書館
		② おはなし会の充実	市立図書館・福祉課（児童館）
	(3) 家庭での読み聞かせの推進	① 「家談（うちどく）」の推進	市立図書館
② ブックリストの配布		市立図書館	

推進項目	施策の方向	事業の主な内容（事業名）	担当課
2 地域における読書活動の推進	(1) 地域の人材活用	① ボランティアの育成・活用	市立図書館・社会教育課
		② 民間団体等の活用	市立図書館・社会教育課
	(2) 地域施設における読書環境の整備・充実	① 読書環境の整備	地域支援課・福祉課・幼児教育課
		② 絵本・児童書の充実	地域支援課・福祉課・幼児教育課
	(3) 地域施設における読書活動の推進	① 施設職員を対象とした研修の実施	市立図書館
		② 読み聞かせ活動の充実	地域支援課・福祉課・幼児教育課

推進項目	施策の方向	事業の主な内容（事業名）	担当課
3 幼稚園・保育園・認定こども園における読書活動の推進	(1) 園における読書環境の整備・充実	① 読書環境の整備	幼児教育課・幼稚園・保育園・認定こども園
		② 絵本等蔵書の充実	幼稚園・保育園・認定こども園
	(2) 読み聞かせの推進	① 保育時間での読み聞かせの実施	幼稚園・保育園・認定こども園
		② 地域の人材を活用した読み聞かせ活動	幼稚園・保育園・認定こども園
		③ 年間指導計画の作成	幼稚園・保育園・認定こども園
	(3) 保護者に対する読書活動への理解促進	④ 職員研修の実施	幼稚園・保育園・認定こども園
① 保護者への啓発と貸出促進		幼稚園・保育園・認定こども園	

推進項目	施策の方向	事業の主な内容（事業名）	担当課
4 学校における読書活動の推進	(1) 学校における読書環境の整備・充実	① 蔵書の充実	学校教育課・学校
		② 施設・備品等の充実	学校教育課・学校
	(2) 読書に親しむ機会の充実	① 読書時間の確保	学校教育課・学校
		② 地域ボランティアの活用	学校教育課・学校
		③ 「読書週間」や「子ども読書の日」等を通じた取り組み	学校教育課・学校
	(3) 計画的な読書指導・利用指導	① 保護者への啓発	学校教育課・学校
		② 図書委員会活動の充実	学校教育課・学校
		③ 学校図書館を活用した学習活動の充実	学校教育課・学校
	(4) 司書教諭及び学校司書の配置促進	① 司書教諭及び学校司書の全校配置	学校教育課・学校
		② 司書教諭としての活動時間の確保	学校教育課・学校

推進項目	施策の方向	事業の主な内容（事業名）	担当課
5 図書館における読書活動の推進	(1) 魅力ある読書環境づくり	① 施設・備品等の充実	市立図書館
		② 貸出サービスの充実	市立図書館
		③ 読書活動推進イベントの充実	市立図書館
		④ レファレンスサービスの充実	市立図書館
	(2) 年齢・発達段階に応じた読書活動の支援、充実	① 障がいのある子どもたちへの支援	市立図書館
		② 多文化サービスの充実	市立図書館
		③ 絵本・児童書の充実	市立図書館
		④ 中・高校生向け図書等の充実	市立図書館
	(3) 専門職員の配置と育成	① 職員の資質・技術の向上	市立図書館

推進項目	施策の方向	事業の主な内容（事業名）	担当課
6 連携・協働と普及啓発・広報活動の推進	(1) 関係機関との連携・強化	① 図書館間の連携	市立図書館
		② 書店及び企業等との連携	市立図書館
		③ ボランティア・民間団体等との連携	市立図書館
	(2) 学校等への支援の充実	① 団体貸出の推進	市立図書館・学校
		② 図書館見学・職場体験・インターンシップ等の受入れ	市立図書館・学校・幼稚園・保育園・認定こども園
		③ 移動図書館の充実	市立図書館・学校・幼稚園・保育園・認定こども園
		④ 学校司書巡回事業の充実	市立図書館・学校教育課・学校
		⑤ 司書教諭及び図書担当教諭の研修・交流会の実施	市立図書館・学校教育課・学校
	(3) 児童・生徒による読書意欲を高める取り組みの実施	① 子どもによる本の紹介やPOP等の展示	市立図書館・学校
		② 「こども図書館の日」事業の継続実施	市立図書館
		③ 「子ども司書」の養成及びその活動の促進	市立図書館・学校
		④ 読書に対する奨励	市立図書館・学校
	(4) ボランティア等への支援の充実	① 団体貸出のPR	市立図書館
		② 子どもの読書に関する研修機会や情報の提供	市立図書館・学校・幼稚園・保育園・認定こども園
	(5) 協働の場・機会・人づくり	① 協働の場・機会づくり	市立図書館
		② 協働を行う人づくり	市立図書館
	(6) 情報提供の推進	① 広報紙やホームページ等を活用した情報提供	市立図書館
		② 年齢別ブックリスト及び図書館利用案内の作成・配布	市立図書館
		③ 「読書週間」や「子ども読書の日」を通じた啓発・広報	市立図書館
	(7) 読書活動推進イベントの広報	① 読書活動推進イベントの広報	市立図書館

第2章 子どもの読書活動推進のための施策

1 家庭における読書活動の推進

家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものです。読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動機会の充実や読書活動の習慣化に取り組むことが求められています。

本を通して保護者と子どもが楽しい時間を共有することで、自然と本に親しむようになり、保護者とのコミュニケーションから得られる喜びや安らぎ、満足感が子どもの自信へとつながります。

家庭内で本の読み聞かせを行うこと、子どもと一緒に本を読む時間を作ること、子どもと一緒に図書館に出向くこと、子どもの身の回りに興味・関心を引く本があることなど、本と出会う環境づくりへの配慮が必要です。

現状と課題

- 健康づくり課と市立図書館が連携して、新生児訪問時の啓発や^{※1}ブックスタート事業を実施し、乳幼児期からの読み聞かせの大切さや、絵本を通じた家族のふれあいを啓発していますが、さらなる充実と継続が求められます。
- 図書館や児童館などでは、親子で参加できるおはなし会等が開催されていますが、参加者が固定化する傾向があり、参加が少ない地域への働き掛けやPRが必要です。
- 子どもたちの日常生活において習い事の増加や電子ゲーム、インターネット、スマートフォンの普及などにより、子どもを取り巻く生活環境が変化し、子どもたちが自発的に本と向き合う時間の確保が難しくなっています（アンケート調査によると、各学年を通じ、読書以外のことに興味があると答える子どもの割合が高くなっています）。
- 保護者の就労環境が多様化し、家族がそれぞれに過ごす時間が増えたため、親子で一緒に本に親しむ機会が減少しています（アンケート調査によると、家族で読書の時間を作っている家庭は小学生では24%、中学生では11%となっています）。
- アンケート調査の自由記述からは、保護者自身が読書を楽しむ環境から離れているため、絵本の扱いやおはなし会への参加に戸惑う姿も見られます。
- アンケート調査によると、家庭における未就学児の読み聞かせは母親が行うとの回答が74%となっています。母親だけでなく、身近にいる大人の生の声で聞くおはなしは子どもに安心感を与え、家族のつながりを高めます。読書が子どもの成長に果たす

役割を大人が十分に理解し、家族全体で読書活動に取り組むことが望まれます。

- 子どもの学年が上がるにつれ、学校に読書推進を期待する保護者が多くなるとともに、家庭における取り組みも減少することから、特に学校と家庭との連携による読書推進が求められます。

施策の方向

家庭では、まず保護者が読書のすばらしさを理解し、子どもに読み聞かせをしたり、一緒に図書館へ行ったりするなど、生活の中に本を取り入れ、子どもたちが自然と本に親しむ環境をつくることが重要です。

そのため、乳幼児健診などの機会に、絵本を紹介するパンフレット等を活用して本の魅力を知ってもらい、読み聞かせをやってみようと思える手助けを行うほか、いつでも読みたい時に読みたい本が子どもたちの手の届くところにある環境づくりが必要です。

施策と具体的な取り組み

(1) 本との出会いの場の提供と啓発

乳幼児健診時におけるブックスタート事業や^{*2}家庭教育学級などを通じて、家庭における読み聞かせの意義や、読書習慣を身に付けさせることの大切さについて啓発していきます。

- ①新生児訪問時の啓発
- ②ブックスタートでの啓発
- ③家庭教育学級等での啓発

(2) 読書に親しむ環境づくり

家庭で行われる読み聞かせに活かせるよう、発達段階に見合った絵本を広報紙やパンフレット、図書館ホームページ等で積極的に紹介していきます。

また、図書館で配布する「^{*3}読書通帳」を活用し、子ども自身が読書記録をつけることで読書意欲の向上を図ります。

- ①読書通帳の推進
- ②おはなし会の充実

(3) 家庭での読み聞かせの推進

静岡県が推奨している『本とともだち（小学生版）』の推薦図書や全国的に取り組まれている「^{*4}家読（うちどく）」のおすすめ本を積極的に紹介するとともに、年齢に応じたブックリストを学校や図書館等で配布し、家庭での読み聞かせ活動の普及に努めます。

- ①「家読（うちどく）」の推進
- ②ブックリストの配布

2 地域における読書活動の推進

地域の役割

子どもの読書活動を推進するためには、いつも身近なところに本があり、楽しく読書活動に親しむことができる環境を整備することが重要です。地域には、児童館・子育て支援センターや地区センター（コミュニティセンター）、*⁵放課後児童クラブ、病院等様々な施設があり、それぞれ、特色を活かした読書活動が行われています。

また、地域の民間団体やグループ、有志による読書活動も活発に行われています。このような活動や事業を効果的に行っていくためには、子どもの読書活動に関わる施設や団体が互いに協力し連携を深めることにより、より一層子どもの読書活動の推進に取り組むことが求められています。

現状と課題

- アンケート調査によると、未就学児の保護者の95%が、園や学校での読み聞かせボランティアの参加経験がありません。ボランティアなどによる地域でのおはなし会等の継続的な運営、それを担う人材の育成や活動等に対する支援が必要です。
- 子どもの本に関する専門的な知識や経験のある職員の地域施設への配置が困難なため、市立図書館との連携が必要です。
- 市立図書館から菊川市立総合病院や菊川市家庭医療センターに対し図書の提供を行っていますが、十分とはいえません。
- 児童館・地域子育て支援センターでは、事業の中で絵本の講座や読み聞かせを実施し、館内に図書コーナーを設け貸出しも行っています。小さな子どもを連れた保護者がゆっくり本を選んだり、子どもたちが遊びの一つとして本に親しんだりする場として活用されています。
- 市内には13箇所地区センター（コミュニティセンター）がありますが、地区により児童向けの図書コーナーの整備状況に違いがあります。
また、図書コーナーが設置されている場合でも蔵書が古く、活用されていない傾向にあります。地域の中で子どもたちが歩いていける距離に、本と親しめる環境を整備していくことが望まれます。
- 市内に9箇所の放課後児童クラブがあり、子どもたちが過ごすための適切な遊びや集団生活の場となっています。活動の中で市立図書館の*⁶団体貸出を利用し、放課後児童クラブ指導員による読み聞かせなどが行われています。

施策の方向

地区センター（コミュニティセンター）や児童館・地域子育て支援センター、放課後児童クラブ等の図書コーナーは、小学生や乳幼児を育てる保護者などが、本を身近に手に取れる場所として利用されていますが、より多くの方に知ってもらうよう周知・PRを行うとともに、蔵書の内容充実を図ります。

また、地域の人に関わる読書活動推進に向けた取り組みがさまざまな場所で活発に行われるよう、地域のみならず図書館、学校等関係機関と連携や協働を進めることも大切です。

施策と具体的な取り組み

地域におけるボランティア、NPO等、子どもに関わる様々な団体と連携・協働し、子どもの読書活動推進に向けて地域人材の積極的活用にあつめるとともに、地域施設の読書環境の整備・充実を図ります。

(1) 地域の人材活用

※⁷おはなし会の実施等について、地域で活動するボランティアや子育て、教育、福祉に関係する団体、NPO等に研修機会を提供するとともに、活動の場に関する情報提供等、地域人材の育成と活用、支援にあつめます。

- ①ボランティアの育成・活用
- ②民間団体等の活用

(2) 地域施設における読書環境の整備・充実

地区センター（コミュニティセンター）、児童館・地域子育て支援センター、放課後児童クラブ等子どもたちが集う施設において、子どもや親子がさまざまな本とふれあえるよう図書コーナーの整備・充実を図ります。

また、市立図書館と連携し団体貸出を行う等、幅広いジャンルの資料提供にあつめます。

- ①読書環境の整備
- ②絵本・児童書の充実

(3) 地域施設における読書活動の推進

子どもが読書に親しむ機会を提供するため、各地域施設において、ボランティア等との協働によるおはなし会や市立図書館の※⁸出張おはなし会などの積極的な開催にあつめます。

- ①地域施設職員を対象とした研修の実施
- ②読み聞かせ活動の充実

3 幼稚園・保育園・認定こども園における読書活動の推進

幼稚園・保育園・^{※9}認定こども園の役割

幼稚園・保育園・認定こども園は、毎日、絵本や物語の読み聞かせを行っており、すべての子どもたちが平等に本の楽しさを体験できる最適な施設です。

乳幼児期は、絵本や物語に出会い、言葉をはじめとした様々な知識や知恵を学び、感性や情緒、さらに想像力、表現力、思考力、創造力などを養い、命や人を大切にするなど、より豊かな人間性を育む第一歩となる重要な時期です。

地域の未就園児も含めて乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実させる役割や、保護者に対して読み聞かせの大切さや意義を伝える役割も担っています。

現状と課題

- 各園で余裕教室や廊下などを活用し、絵本の部屋や図書コーナーを工夫していますが、施設の状況により設備や蔵書の種類、量などに違いが生じています。
- 各園ともに読書活動に携わる職員研修の充実を図っていますが、長時間の保育などで、園単独での研修時間の確保が難しい状況です。
- 各園で、参観会を利用して保護者と子どもたちが一緒に絵本を読む時間を設けています。読み聞かせをしてもらう時の子どもの表情を、保護者に感じとってもらいよい機会となっています。保護者総会や参観会で、絵本の選び方や読み聞かせに関する話題を取り上げている園もあります。
- 各園の要請に応じ、市立図書館職員やボランティアなどがおはなし会を開催し、いろいろな人の生の声で読み聞かせを楽しむ機会を設けています。
- 平成28年度の1か月の読書冊数調査では、園児1人当たり平均15.2冊と多くの家庭で読書が習慣化していますが、子どもが小学校に進んだ後も家庭で本にふれる生活を送ることができるよう、保護者に向けた継続的な啓発や絵本の貸出しの日を設けるなど、家庭での読書活動を呼び掛けていく必要があります。

施策の方向

各園の図書資料の計画的な整備に努めるとともに、子どもたちが絵本や物語を身近なものと感じられるよう、絵本コーナーなどの整備を図っていきます。

また、保育士や幼稚園教諭の読書活動に関する研修を開催するとともに、保護者への読書啓発を推進します。

施策と具体的な取り組み

(1) 園における読書環境の整備・充実

各園に絵本コーナーを設置し、読み聞かせの実施や子ども自身が本を読みやすい環境づくりを目指します。

また、出版社の目録や図書館の選定リスト等を参考にしつつ新しい情報を取り入れた選書を行い、子どもたちへの読み聞かせや発達段階に応じた図書の充実を図ります。

- ①読書環境の整備
- ②絵本等蔵書の充実

(2) 読み聞かせの推進

読み聞かせの時間を確保し、保育士や幼稚園教諭が読み聞かせを進めます。そのほか、読み聞かせボランティア等の協力により、子どもたちが本に親しむ機会を提供します。

- ①保育時間での読み聞かせの実施
- ②地域の人材を活用した読み聞かせ活動
- ③年間指導計画の作成
- ④職員研修の実施

(3) 保護者に対する読書活動への理解促進

行事や園だよりを通して保護者に対し、読書活動の重要性やその意義についての情報発信に努め、家庭での読書活動につなげます。

- ①保護者への啓発と貸出促進

4 学校における読書活動の推進

学校の役割

学齢期は、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく時期です。子どもたちが多くの時間を過ごす学校では、子どもたちが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行う必要があります。

また、学習指導要領に沿った各教科等の学習を通じて、発達の段階に応じた体系的な読書活動を充実させ、読書の量を増やすことのみならず読書の質を高めていく役割を担っています。学校図書館を最大限に活用し、日々の授業や課外活動などさまざまな場面で、子どもの読書活動を積極的に推進していく必要があります。

現状と課題

○子どもたちが落ち着いて読書を行うことができ、安らぎのある環境や知的好奇心を醸

成する開かれた学びの場としての学校図書館の整備・充実が望まれています。

- 障がいのある子どもたちに配慮した読書活動の工夫に努め、子どもの興味・関心に合わせた本を用意し、読書を楽しめる環境づくりが必要です。
- 外国籍の子どもたちに対しては母国語で読める本が身の回りにないことが多く、配慮が必要です。
- 情報化の時代に生きる子どもたちを育てるため、図書資料の検索を始めインターネットの検索や電子メディア化された図鑑の閲覧など、十分な機能を備えたパソコンの設置とともに^{※10}情報リテラシーの教育も必要です。
- 新鮮な蔵書の維持管理の観点から、内容が古くなった図書資料の廃棄や魅力的な書棚づくりのための計画的な資料購入が必要です。
さらに、各学校において、図書の廃棄や更新が組織的・計画的に行われるよう、明文化された基準の作成が望まれます。
- アンケート調査によると、小学生の保護者の92%が学校での読み聞かせボランティアへの参加経験がありません。保護者や地域住民にボランティアとして支援をいただくことで、学校における読書活動の活性化が期待できます。
- 平成29年の新学習指導要領では、小学校・中学校の総則の一部が「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」と変更され、学校図書館の果たす役割への期待が大きくなっています。
- 新学習指導要領等を踏まえ、各教科等において学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望まれています。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を、学校全体として計画的かつ体系的に指導することが求められています。
- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用を図ることが求められています。
- 図書委員による本の紹介など、児童生徒が自ら読書活動に主体的に関わる必要があります。
- 子どもたちが生き生きと学び、楽しく読書し、また自らを見つめ、生き方を考える場として学校図書館が活用されるために、全職員の理解と学校経営への図書館運営

の位置づけが望まれます。

- 計画的な読書活動指導に携わる^{*11} 司書教諭や^{*12} 学校司書が、学級担任や教科担任と連携して子どもたちの読書活動を支えていく必要があります。
- スポーツ・読書・学習がバランスよく行われるよう、特に家庭での読書について保護者への理解を図る必要があります。
- 法律では司書教諭を配置する学校の規模が 12 学級以上となっているため、小規模校の中には司書教諭が発令されていない学校が見られます。
また、発令されている学校でも学年主任と兼務している、ほかの仕事を抱えているなど、司書教諭としての時間が十分確保できない状況にあります。
- 小・中学校には学校司書が配置されていますが、1 人あたり 3 校を担当しているため、各学校への訪問は月 2 回程度になっています。各学校のニーズへの充実した対応に向け、学校司書のさらなる配置促進が望まれています。

施策の方向

学校では、教員が読書活動に対する認識を高め、国語の時間をはじめさまざまな場面で「読むこと」を取り入れ、朝読書や学校独自に実施する読書週間の設定など、読書機会の増加、読書意欲の向上に向けた取り組みを組織的、継続的に進めます。

また、子どもたちが学校図書館を活用し、読書活動を多様に展開できるよう、学校司書の配置促進とともに蔵書の充実を図り、家庭や地域、市立図書館等との連携を推進して、望ましい読書習慣の形成に努めます。

施策と具体的な取り組み

(1) 学校における読書環境の整備・充実

生徒や保護者等からの意見を生かした幅広い選書を行い、学校図書館資料の計画的な整備に努め、市内全ての学校において^{*13} 図書標準の達成をめざします。

また、休み時間や放課後などに児童生徒が積極的に本に親しむ場となるよう、読書環境の整備に努めます。

- ①蔵書の充実
- ②施設・備品等の充実

(2) 読書に親しむ機会の充実

児童生徒が豊かな読書活動を体験できる時間や機会を確保し、一人ひとりのニーズに応じた読書の支援を行うとともに、^{*14} 朝読書など全校一斉の読書活動の推進を図ります。

- ①読書時間の確保
- ②地域ボランティアの活用

③「※¹⁵ 読書週間」や「※¹⁶ 子ども読書の日」等を通じての取り組み

(3) 計画的な読書指導・利用指導

読書活動年間指導計画を作成し、計画的な読書指導の充実を図ります。

また、各教科・科目等の内容に応じた読書案内など、子どもの興味を高める読書指導を充実させるほか、学校図書館を計画的に活用し、子どもたちの主体的、意欲的な学習活動の充実や情報活用能力等の育成を図ります。

- ①保護者への啓発
- ②図書委員会活動の充実
- ③学校図書館を活用した学習活動の充実

(4) 司書教諭及び学校司書の配置促進

司書教諭や学校司書が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や公務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭や学校司書の役割について理解を図ります。

また、司書教諭等と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施する学校司書の配置促進を進めます。

- ①司書教諭及び学校司書の全校配置
- ②司書教諭としての活動時間の確保

5 図書館における読書活動の推進

図書館の役割

図書館は、子どもたちが本と出会い様々な読書体験ができるよう、司書によって選ばれた蔵書を備え、子どもたちの読書の権利を保障する機関であり、子どもたちが豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しさを知ることができる場所です。図書の貸出しを行うほか、子どもの調べものに司書が応じたり、調べ学習のために資料の収集・提供も行います。

また、保護者も子どもに読ませたい本を自由に選んだり、司書に読書相談したりすることができる場所です。

さらに、おはなし会や本の展示等の実施、本の紹介リストの作成・配布や、子どもの読書活動を推進する団体やボランティアの活動支援などにも取り組むなど、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。

現状と課題

○市立図書館の平成 28 年度末の蔵書のうち、児童書は約 7 万 5 千冊で、蔵書全体に占める割合は 28%です。充実した児童サービス提供のために、児童書の蔵書割合は 25%以上を保つことが必要です。

○子どもたちが郷土のことを知り、さまざまな知識を身につけるための図書資料を一層充実していくことが必要です。

また、中・高校生の利用促進につながるよう、^{※17} ヤングアダルトコーナーの図書の充実とともに、^{※18} SNS等を活用した情報提供も必要です。

○障がいのある子どもたちを対象とした郵送貸出、関係機関と連携した団体貸出を実施しています。障がいの状態や発達段階、子どもの興味に応じた資料が提供できるよう、多種多様な資料の収集を心掛けていますが、児童向けの点字図書、録音図書の蔵書が少ないことが課題となっています。

○市立図書館では、ポルトガル語を中心とした外国語書籍や日本語学習資料を収集しています。外国人住民の定住志向の高まりとともに、日本の文化を理解するための資料の充実が求められています。

また、母国語しか使えない子どもたちや保護者のために、引き続きわかりやすい情報提供が必要です。

○学校や地域に対する支援の充実や良質な資料の選書、子どもたちへの案内や保護者からの相談に応じるため、専門的な知識を持った図書館職員の配置、育成が必要です。

○年齢や発達段階における現状と課題

【乳幼児】

健康づくり課と連携したブックスタート事業などの活動を通じ、乳幼児期からの読み聞かせの大切さや、絵本を通じた親子のふれあいを啓発しています。

また、乳幼児から未就園児、小学校低学年の家族を対象に、定期的におはなし会を実施していますが、参加者数の伸び悩みが課題となっています。

さらに貸出冊数を増やすために、市内各園や学校と連携し、カードを持っていない子どもたちを対象に、子ども自身の利用者カード作成を推奨しています。

【小学生】

子どもたちの図書館来館を促進するため、展示活動や夏休みのお楽しみ教室、ボランティア受入などを実施していますが、自宅が遠距離にある子どもたちは、図書館の利用日が限られてしまいます。

また、一人で読書を楽しむことのできる年齢の子どもたちに対し、読書案内を行う機会が不足しています。

【中学生・高校生】

学年が上がるにつれて、個人が持つ興味や関心の幅は広く、深くなります。

また、進路や課題を考えるとき、参考となる資料の存在は不可欠です。勉強や部活動、塾など決して余裕があるとはいええない生活の中でも、出会うべき本と人とを結び付けるために、学校と連携した読書案内の機会を提供する必要があります。

施策の方向

子どもたちが読みたい本に出会うためには、ゆったりとした時間と空間の中で気軽に本にふれあう環境と、本への関心を高める工夫が必要です。

また、本の魅力を伝えることや、子どもたちが読みたい本や知りたい情報にたどり着くことができるよう支援する体制づくりが重要になります。そのために子どもたちとコミュニケーションがとりやすいよう、専門的な知識を持った司書や職員、ボランティアの育成に取り組みます。

施策と具体的な取り組み

(1) 魅力ある読書環境づくり

子どもたちにとって魅力的な図書館を目指し、多様な蔵書の整備をはじめ、児童サービスの充実に努めます。子ども自らが読書の楽しさや魅力に気づくきっかけづくりと読書環境の整備を進めます。

- ①施設・備品等の充実
- ②貸出サービスの充実
- ③読書活動推進イベントの充実
- ④^{※19}レファレンスサービスの充実

(2) 年齢・発達段階に応じた読書活動の支援、充実

読書の楽しさを積極的に情報発信し、蔵書の充実とともに年齢、発達、興味に応じた本選びの支援等に努めます。

- ①障がいのある子どもたちへの支援
- ②^{※20}多文化サービスの充実
- ③絵本・児童書の充実
- ④中・高校生向け図書の充実

(3) 専門職員の配置と育成

子どもの読書活動を推進するため専門的知識、技術を持った職員の配置を行い、クオリティの高い事業の実施に努めます。

また、定期的に研修等を行い、職員のスキルアップを図っていきます。

- ①職員の資質・技術の向上

6 連携・協働と普及啓発・広報活動の推進

連携・協働と普及啓発・広報活動の必要性

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもたちに関わる家庭、地域、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、図書館等それぞれが役割を果たし、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図る取り組みを広げていくとともに、関係機関が緊密に連携

し、相互に協力を図って取り組みを充実させていくことが重要です。

また、読書活動を推進する機運を高めるため、その意義や重要性についての普及と広報活動に努めます。

現状と課題

- 静岡県立中央図書館をはじめ、県内外の図書館間でインターネットを利用した^{※21} 横断検索や相互貸借などの相互協力と情報交換が行われています。子ども読書活動を推進していくためには、学校図書館の資料^{※22} データベース化を進め、市立図書館と学校図書館、市内学校図書館間で、資料情報の共有化やネットワーク化ができれば、さらなる強化につながります。
- 市立図書館からの団体貸出、^{※23} 図書巡回車「なかよし2号」による小学校等への訪問、図書館見学・職場体験・インターンシップ等の受入、利用講座の実施など、関係機関等と連携しながら実施していく必要があります。
- 子どもたちが良質な児童書に出会う機会を増やし、また、ニーズに合った内容をいち早く提供する上で、市内の書店とも連携し、読書の推進を図ることが望まれます。
- 仕事を持つ保護者に対しては、日常多くの時間を過ごす企業等の協力の下で、読書活動を支援・啓発することが有効であると考えられます。
- 保護者やボランティアの初心者など、子どもの本や読書に関する知識を必要としている人たちへの情報提供が求められています。
- 図書巡回車「なかよし2号」が市内の各小学校を訪問し、貸出しを行っていますが、貸出しが微減しています。図書巡回車の利用促進のため、資料の充実や巡回先の見直しが必要です。
- 学校図書館担当者や公立図書館職員、行政職員の連携を強化するため、図書館が中心となって情報交換会や研修会等を開催する必要があります。
- 各学校への学校司書の配置に代わり、平成21年度から市立図書館の司書が学校図書館を訪問しています。学校ボランティアと協力し学校図書館の整備にあたるほか、教員と連携し、図書館の使い方・本の分類や調べ方の案内・読み聞かせ・^{※24}ブックトークなどを実施していますが、学校での読書活動のために必要な資料は市立図書館、学校図書館ともに十分とはいえません。
- 市の広報紙や市立図書館ホームページをはじめ、各園・学校の通知やおたよりなどを通じて読書活動に関する取り組みの紹介が行われていますが、より多くの市民が

読書する機会をもてるよう、様々な方法で話題を伝えるなどさらに情報発信の充実を図っていく必要があります。

○各園や学校、地域施設、市立図書館などが活動拠点となり、ボランティアによる子どもたちへの読み聞かせ活動や環境整備が行われています。

また、静岡県が認定する「^{*25}子ども読書アドバイザー」が子どもの読書活動を支援するボランティアリーダーとして活躍しています。このような地域の人材が、より多くの機会や場所で十分に活躍ができるよう、人材の活用策をさらに講じていく必要があります。

○読書週間や子ども読書の日に合わせて、おはなし会や絵本の展示などを行っていますが、社会全体で読書活動を推進していくため、その啓発とそれにちなんだ事業の取り組みに一層努めていく必要があります。

施策の方向

市立図書館と学校等においては、団体貸出の利用による本の質・量の充実と、図書館見学や職業体験、インターンシップの受入れなど、連携して行う児童・生徒参加型の取り組みなど本に親しむ機会の充実を図ります。

また、読み聞かせボランティアやPTA、子どもに関わる地域の団体の活動に役立つ本・情報の提供や、協働による活動の場の拡大を通じて、市全体での読書支援活動の活性化を目指します。

さらに、読書活動についての理解と推進の輪を広げるため、広報紙やホームページ、行事等を通じて読書情報の提供を行います。

施策と具体的な取り組み

(1) 関係機関との連携・強化

①図書館間の連携

静岡県情報ネットワークシステムの一員として、県立中央図書館及び県内の公立図書館と、子ども読書活動についての情報交換や資料の相互貸借を進めるとともに、国立の児童書専門図書館である^{*26}国際子ども図書館との連携を深めます。

②書店及び企業等との連携

市内の書店や企業等と連携して、読書推進活動を推進します。

また、企業等が主催するイベント等の趣旨や内容を相互に把握し、必要に応じて連携や協働によって読書活動の振興に努めます。

③ボランティア・民間団体等との連携

子どもの読書活動に関わるボランティアや民間団体等との意見交換会等の開催により、読書活動団体間のネットワークづくりを進めます。

(2) 学校等への支援の充実

①団体貸出の推進

学校等に対し、団体貸出の利活用について積極的な周知に努めます。

②図書館見学・職場体験・インターンシップ等の受入れ

学校等からの要望に応じて、図書館見学、^{※27} 職場体験、^{※28} インターンシップ等の受入れを行います。

③移動図書館の充実

図書巡回車「なかよし2号」を利用した訪問を継続し、積載する図書の充実及び巡回先の拡充、さらに巡回先での貸出しや団体貸出に伴う配送サービスを充実させていきます。

④学校司書巡回事業の充実

学校司書の巡回を通して、図書館の利用案内、本の紹介、読み聞かせ、ブックトークなどを行います。また、市立図書館と学校図書館との連携を強化するとともに、学校図書館が常時開館できる体制づくりを目指します。

⑤司書教諭及び図書担当教諭の研修・交流会の実施

読書活動の推進や学校図書館活用に関する研修の実施、情報交換、実践交流などを行い、司書教諭、図書担当教諭等の資質向上に努めます。

(3) 児童・生徒による読書意欲を高める取り組みの実施

①子どもによる本の紹介や^{※29}POP等の展示

児童・生徒が作成したPOPを、読書活動の一環として図書館や学校内で活用するなど、同世代の子どもたちの意見やアイデアを取り入れながら、子どもたちの読書への興味・関心を高める取り組みを進めます。

②「^{※30}こども図書館の日」事業の継続実施

菊川文庫と小笠図書館の開館記念事業として平成28年度から実施している「こども図書館の日（8月の第一月曜日）」事業を継続し、市民全体が読書のまちづくりを進めるよう、図書館が中心となって読書推進を行っていきます。

③「^{※31}子ども司書」の養成及びその活動の促進

本が好きで読書に興味や関心が高い児童・生徒を対象に、司書についてのノウハウ習得を通して、市立図書館や学校図書館等における読書活動推進リーダーとして活動できるよう養成し、読書活動推進の担い手の裾野を広げます。

④読書に対する奨励

学校と連携し、各種団体等が主催する読書感想文や読書感想画等のコンクール

への参加を奨励し、読書に対する理解と関心を深めます。

(4) ボランティア等への支援の充実

①団体貸出のPR

読み聞かせボランティアに限らず、家庭教育学級、読書会、PTA等、子どもに関わる団体に、おはなし会などで使用する絵本や紙芝居を積極的に利用してもらえるようPRします。

②子どもの読書に関する研修機会や情報の提供

子どもの読書活動の推進に関する知識・技術の向上などにつながる、講座や行事等の情報を提供します。

(5) 協働の場・機会・人づくり

①協働の場・機会づくり

読み聞かせボランティアの活動場所の拡大や、地域の人材の力を読書活動の推進に活かす取り組みが広がるよう、体制づくりを図ります。

また、ボランティア等の知識、経験、アイデアを活かした事業の企画により、協働のきっかけとなる機会をつくります。

②協働を行う人づくり

読み聞かせボランティア以外にも図書館事業等の情報発信を積極的に行い、地域課題の解決策として、子どもの読書支援という手法の活用や、図書館や読書に関心を持つ図書館ファンを増やすことで、子どもの読書活動推進への意識を高めていきます。

(6) 情報提供の推進

①広報紙やホームページ等を活用した情報提供

「広報きくがわ」や市立図書館のホームページ等で、おはなし会などのイベント情報をわかりやすく伝える工夫をします。

また、報道機関等へ情報提供し、地域の活動が広く報道されるよう努めるとともに、SNSを利用した情報発信も検討していきます。

②年齢別ブックリスト及び図書館利用案内の作成・配布

年齢別のブックリストや図書館の利用案内を作成し、関係機関に配布します。また、読書ガイドブック『本とともにだち』を利用した啓発活動を行います。

③「読書週間」や「子ども読書の日」を通じての啓発・広報

「読書週間」や「子ども読書の日」などの機会を通じて、子ども読書活動の推進に向けた社会的気運が高まるよう、地域施設、幼稚園・保育園・認定こども園、学校、図書館等で、啓発・広報活動を実施します。

また、市独自に「家庭における読書の日」を創設するなど、家庭における読書活動の推進を図ります。

(7) 読書活動推進イベントの広報

①読書活動推進イベントの広報

子どもから大人まで参加ができ、楽しみながら読書のすばらしさや本の世界にふれることができる作家の講演会や展示会、読書活動の支援となるような映画の上映会などイベントの開催に努め、多くの市民に子どもの読書活動の推進を呼び掛けます。

また、普段、図書館を利用しない子どもたちや市民に対して情報を提供するためのPR方法を工夫します。



こども図書館（外国語のおはなし会）



小学生の図書館見学



夏休み小中学生ボランティアによる読み聞かせ



小学校でのブックトーク

第3章 子ども読書活動の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の着実な推進を図るため、市民ニーズの把握に努めるとともに、具体的な方策や事業の実施に当たっては、市並びに教育委員会と家庭、地域、学校等、図書館などが緊密な連携を図りながら取り組みます。

◇計画の推進体制（図） 別紙

2 評価と進捗管理

(1) 評価

本計画において設定された指標について、その目標値達成のために取り組む具体的方策の達成状況を検証するため、主要施策ごとに評価項目を定め、平成28年度の現状値を示します。

具体的な方策が効果的かつ確実に実施されるため、年度ごとに点検や評価を行い、その結果をフィードバックします。

(2) 進捗管理

本計画に基づいて行われる具体的な方策の取り組み状況については、市の関係課との連携の下に市立図書館が把握します。

取り組み状況については、^{*32} 菊川市立図書館協議会や^{*33} 菊川市子ども読書活動推進協議会に報告し、十分な成果を上げることができない方策についてはさらなる検証を行い、計画の着実な推進に向けて改善を図ります。

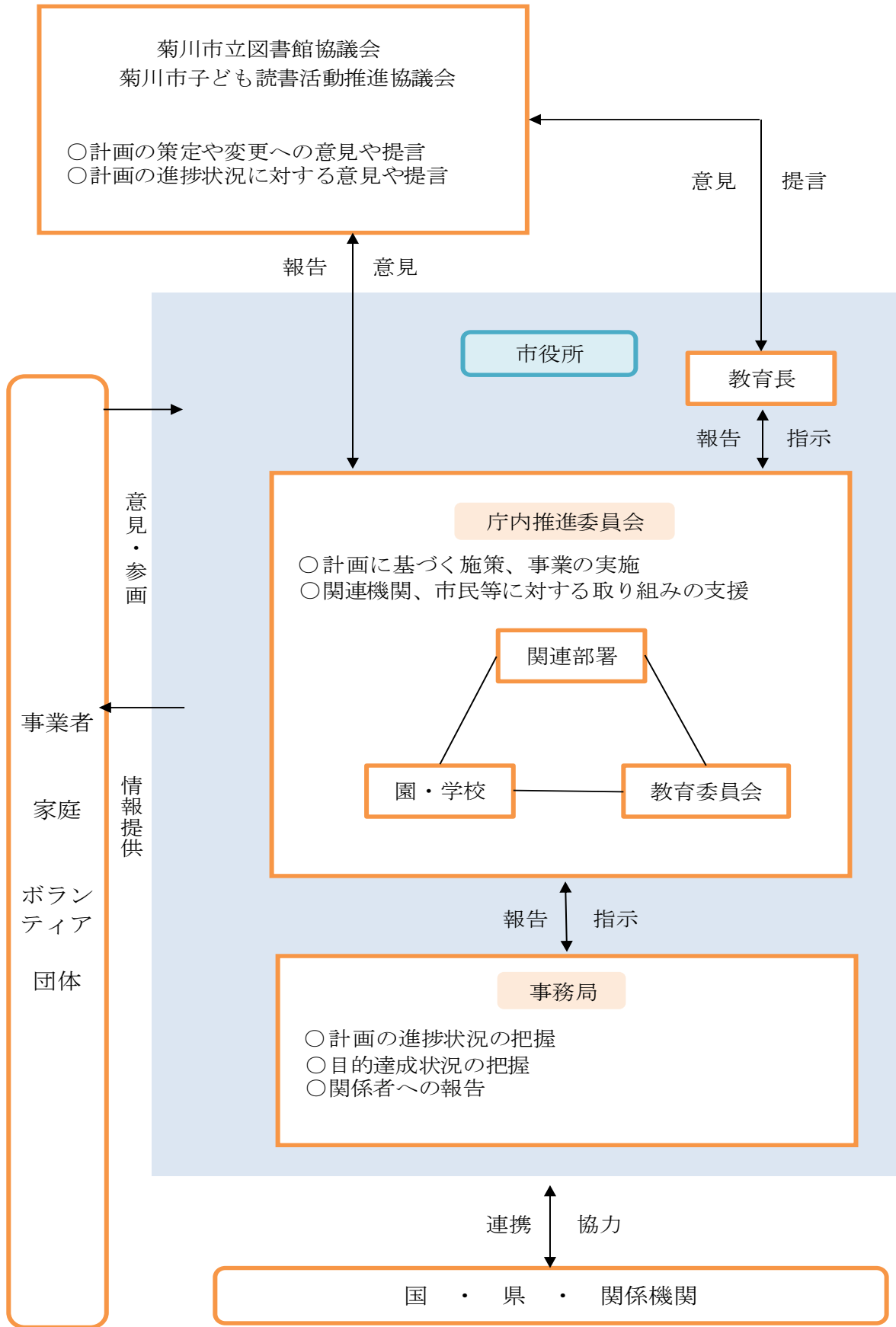
また、取り組み状況等についてはホームページ等に公表するなど広く市民に周知し、引き続き読書活動の促進及び充実を図ります。

3 その他

本計画に掲げられた施策を計画的に推進するため、市は必要な措置を講ずるよう努めます。

また、本計画の着実な推進のため、子どもの読書活動に関する関係団体とのネットワークを構築し、定期的に意見交換の場を設けるなど、情報の共有化を図りながら計画を推進していきます。

計画の推進体制（図）



第三次菊川市子ども読書活動推進計画 努力目標

(1) 静岡県の努力目標を基準として設定した項目

目標項目	第一次計画 H20(2008)年度～H24(2012)年度		第二次計画 H25(2013)年度～H29(2017)年度		第三次計画 H30(2018)年度～H34(2022)年度		県二次中期 県目標	
	現状	目標	現状	目標	現状	目標		
	H19(2007)年度	H24(2012)年度	H23(2011)年度	H29年(2017)度	H28(2016)年度	H34(2022)年度	H29(2017)年度	
市立図書館の児童図書の蔵書冊数 (12歳以下の子ども※1_1人あたり)	8.2冊	10冊以上	11.3冊	13冊以上	12.7冊	14冊以上	9冊以上	
市立図書館の児童図書の年間貸出冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	18.0冊	20冊以上	28.3冊	30冊以上	31.1冊	33冊以上	20冊以上	
朝読書、読み聞かせなど全校一斉の読書活動を週3回以上実施している学校の割合	小学校	88%	100%	100%	100%	100%	100%	
	中学校	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
図書標準※2を100%達成している学校の割合	小学校	67%	100%	78%	100%	67%	100%	
	中学校	33%	100%	33%	100%	33%	100%	
1か月の目標読書冊数 (月平均)	園児(親子)	—	4冊以上	15.2冊	16冊以上	15.2冊	17冊以上	—
	小学生	8.8冊	10冊以上	10.4冊	12冊以上	8.9冊	12冊以上	8冊以上
	中学生	2.1冊	3冊以上	3.1冊	4冊以上	2.9冊	4冊以上	4冊以上
	高校生	1.6冊	2冊以上	2.7冊	3冊以上	2.5冊	3冊以上	2冊以上
学校司書を配置する学校の割合		0%	100%	100%	100%	100%	100%	小 95%
								中 95%
								高 95%
読書週間、「子ども読書の日」等に関連して、読書啓発に取り組んだ学校の割合	小学校					100%	100%	小 100%
	中学校					100%	100%	中 100%
	高校					100%	100%	高 75%
静岡県子ども読書アドバイザー養成人数					1人	2人	県 200人	
本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合	小学生					—	小 85%	小 80%
	中学生					—	中 85%	中 80%
	高校生					—	高 85%	高 80%

※1 12歳以下の子ども的人数

菊川市年齢別人口統計の毎年3月末現在の数値による。

※2 図書標準

学校図書館に整備すべき蔵書の冊数で、学級数に応じて定められている。

(2) 市独自に設定した項目

目標項目	第一次計画 H20(2008)年度～H24(2012)年度		第二次計画 H25(2013)年度～H29(2017)年度		第三次計画 H30(2018)年度～H34(2022)年度		備考
	現状	目標	現状	目標	現状	目標	
	H19(2007)年度	H24(2012)年度	H23(2011)年度	H29年(2017)度	H28(2016)年度	H34(2022)年度	
学校図書館ボランティアが活動している学校の割合	小学校	88%	100%	100%	100%	100%	(継続)
	中学校	33%	100%	66%	100%	100%	
放課後児童クラブで読み聞かせなどを実施しているクラブの割合		60%	100%	100%	100%	100%	週1回以上の実施を目標とする
市立図書館の子どもに関わる団体を対象とした「団体貸出」の年間貸出冊数		—	—	10,000冊	11,577冊	11,000冊以上	学校への団体貸出は除外する
市内の子どもに関わる団体が、市立図書館の団体貸出※3を利用した回数 (1団体あたり平均)		6.7回	7回以上	11.6回			第1次計画(完了)

※3 団体貸出

市立図書館の資料を、市内の団体向けに貸し出す制度。

個人向け貸出と比べ、貸出冊数や期間が異なる。

資 料 編

○用語解説

※ 1 ブックスタート (p. 6)

乳幼児の健康診査の際、読み聞かせなどを行い、絵本を介した親子のコミュニケーションの大切さを伝えながら本をプレゼントする。その際に口頭や関連するパンフレットを配り読書の大切さを伝える活動。菊川市では7か月児健診時に実施している。

※ 2 家庭教育学級 (p. 7)

保護者を対象に、講演会や親子行事など、家庭教育に関する学習の機会を提供する事業。市内の各園・学校を単位として、それぞれが年数回程度の活動を行っている。

※ 3 読書通帳 (p. 7)

読書通帳は、利用者自身による、貸出記録の管理と活用を図るものであり、自書タイプ、預金通帳タイプ、お薬手帳タイプの3種類がある。菊川市では利用者が自分で貸出記録を読書通帳に書き込む自書タイプで実施している。

※ 4 家読 (うちどく) (p. 7)

「家庭読書」の略語で、家族で本を読んでコミュニケーションを図り、「家族の絆づくり」につなげることを目的として、家族で本を読んで話し合うさまざまな活動

※ 5 放課後児童クラブ (p. 8)

共働きなどで、放課後に見守る人がいない児童を対象に、集団生活や遊びの場を提供し、子どもたちの健全育成を図る事業

※ 6 団体貸出 (p. 8)

市内の学校や団体等を対象に、市立図書館の図書資料を一定冊数、特別の期間を設け貸出する制度

※ 7 おはなし会 (p. 9)

市立図書館で行う絵本の読み聞かせや紙芝居等の行事。

※ 8 出張おはなし会 (p. 9)

市立図書館職員が幼稚園や保育園等に出かけておはなし会を行う行事。
絵本の読み聞かせの他、手遊び、わらべうた、紙芝居、パネルシアターなど、年齢や要望等に合わせた内容のおはなし会を行う。

※9 認定こども園 (p. 10)

幼稚園機能と保育園機能を持ち合わせた施設で、保育と教育を一体的に行う。

※10 情報リテラシー (p. 12)

情報化社会でコンピュータなどの情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力のこと。

※11 司書教諭 (p. 13)

学校図書館法第5条に規定された学校図書館の専門的職務に当たる職員。司書教諭の講習を修了し、任命権者による発令を受けた教諭が充てられる。学校図書館法において、平成15年度から12学級以上の学校への配置が義務付けられている。

※12 学校司書 (p. 13)

司書教諭以外で、学校図書館で図書業務に当たる人を「学校司書」と総称される。学校図書館の整備・利用指導等の運営に携わる。平成26年度に学校図書館法の一部改正により学校司書が法制化された。

※13 図書標準 (p. 13)

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められた。学級数に応じて、蔵書冊数の標準が定められている。

※14 朝読書 (p. 13)

各小・中学校で、ホームルームや授業の始まる前の朝の時間を活用して、児童生徒が自分の読みたい本を読む「朝の読書」活動。感想文や評価のない自由な読書活動

※15 読書週間 (p. 14)

昭和22年に出版社・図書館・取次・書店・報道・文化関連各団体が読書週間実行委員会を結成し、「読書週間」を実施したのがきっかけとなり、翌年から毎年11月3日(文化の日)を中心とした10月27日～11月9日の2週間が「読書週間」と定められた。

※16 子ども読書の日 (p. 14)

平成13年12月に公布された「子どもの読書活動推進法」により、毎年4月23日が「子ども読書の日」と制定された。

※17 ヤングアダルト (p. 15)

中高生を中心とする13歳から18歳ぐらいまでの児童と成人の中間に位置する年齢層のこと。図書館界・出版界で意識して呼称するときを使う用語。YAと略することが多い。

※18 SNS (p.15)

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

Social Networking Service の略

※19 レファレンスサービス (p.16)

利用者が必要とする情報・資料などの求めに応じて、情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答したり、需要の多い質問に対して予め、書誌・索引などの必要な資料を準備・作成する業務

※20 多文化サービス (p.16)

図書館の利用者集団の文化的多様性を反映させたサービスのこと。外国語資料だけでなく、マイノリティ住民がその地域の主要語を学ぶための資料、異文化相互理解のための資料等も不可欠なものとして揃える必要がある。

※21 横断検索 (p.17)

自宅のパソコンなどを通じ、複数の図書館の資料を一括して検索できるシステム

※22 データベース化 (p.17)

図書の題名、著者名、出版者、内容などの情報をコンピュータに記録し、管理できるようにする作業

※23 図書巡回車 (p.17)

市立図書館が市内の各小学校等を訪問し、子どもたちを対象に図書の個人貸出を行う際に利用する専用車

※24 ブックトーク (p.17)

一定のテーマを決めて、複数の本の内容を紹介し、本の面白さや読書意欲を起させる活動。プログラムには、読み聞かせの朗読、ゲームなども組み込み、読書への動機付けとする。

※25 子ども読書アドバイザー (p.18)

静岡県が主催する養成講座を修了し認定を受けた、子どもの読書活動に関する経験、技術ともに優れているボランティアなどの個人。菊川市でも平成 28 年度現在 1 名が認定を受け活動している。

※26 国際子ども図書館 (p.18)

平成 12 年に国立国会図書館の支部図書館として設立された、わが国初の国立の児童書専門図書館

- ※27 職場体験 (p. 19)
生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動
- ※28 インターンシップ (p. 19)
会社などでの実習訓練期間。学生が在学中に自分の専攻に関連する企業等に体験入社する制度
- ※29 P O P (ポップ) (p. 19)
(point of purchase) 広告のこと。
- ※30 こども図書館の日 (p. 19)
菊川市立図書館菊川文庫開館 30 周年及び菊川市立小笠図書館開館 15 周年記念式典時に 8 月の第一月曜日を「こども図書館の日」と定めることを宣言した。
- ※31 子ども司書制度 (p. 19)
本が好きで読書に興味・関心が高い子どもたちを対象に、司書についてのノウハウ習得を通して、友達や家族に読書の素晴らしさや大切さを伝えるリーダーとなることを目指す。子ども司書に認定された子どもたちは、地域の図書館で読み聞かせのボランティアを行ったり、学校図書館では図書委員のリーダーとして活動したり、本の整理や分類等を行う。
- ※32 菊川市立図書館協議会 (p. 22)
図書館協議会は、図書館法及び菊川市立図書館条例に定められており、図書館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う活動(サービス)などについて館長に対して意見を述べることができる機関。菊川市立図書館条例で委員定数は 10 人以上とし、その任期は 2 年と定めている。
- ※33 菊川市子ども読書推進協議会 (p. 22)
菊川市の子どもたちが読書に親しむことで、豊かな感性と思いやりの心を育み、自立した市民として成長するよう、子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、設置された機関。菊川市子ども読書活動推進協議会要綱で委員定数は 10 人以上とし、その任期は 2 年と定めている。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号]

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第十一条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成29年度 菊川市立図書館協議会委員名簿

◎会長 ○副会長

No.	役職	氏名	選出区分	備考
1	◎	山中 正美	社会教育の関係者	社会教育委員
2	○	大石 正徳	家庭教育の向上に資する活動を行う者	利用者代表
3		澤崎 淳一	学校教育の関係者	河城小学校 校長
4		久島喜久江	学校教育の関係者	おおぞら認定こども園統括園長
5		大田 幸代	社会教育の関係者	文化団体（読書会）代表
6		北原 勤	社会教育の関係者	文化財保護審議会委員
7		曾根 金美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	利用者代表
8		横山 玲子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	利用者代表

平成29年度 菊川市子ども読書活動推進協議会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

No.	役職	氏名	選出区分	備考
1	◎	三浦 康子	各種団体代表者	すいようおはなし会 代表
2	○	寺本 秀子	各種団体代表者	図書館ボランティア 代表
2		白井 久雄	学校関係（小・中）	内田小学校 校長
3		田辺奈保美	学校関係（幼・保）	みなみ保育園 園長
4		山下 千鶴	各種団体代表者	小笠児童館 館長
6		松下 壽男	学識経験者	学識経験者
7		大田 幸代	各種団体代表者	文化団体（読書会）代表

平成29年度 菊川市子ども読書活動庁内推進委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

No.	役職	氏名	選出区分	備考
1	◎	西川多摩美	教育文化部調整室	主幹
2	○	太田 静男	学校教育課代表者	指導主事
3		八木 恵	社会教育課代表者	主事
4		戸塚 友紀	幼児教育課代表者	主事
5		竹村 真紀	市内小学校教諭代表者	六郷小学校教諭
6		山崎 直之	市内中学校教諭代表者	菊川西中学校教諭
7		大木 貴美	市内幼稚園代表者	小笠南幼稚園 主任
8		黒田ちずる	おおぞら認定こども園代表者	主幹保育教諭
9		杉山 陽子	地域支援課代表者	主事
10		星野真由美	健康づくり課育児応援係	係長
11		馬淵 啓介	福祉課児童福祉係代表者	係長

事務局

1		相澤美津子	図書館	図書館長兼図書2係長
2		泉 敬秀	図書館図書1係	主幹兼図書1係長
3		高木 淳	図書館図書2係	主任主査
4		平出 聡美	図書館図書2係	主任主査(司書)



第三次菊川市子ども読書活動推進計画

平成 30（2018）年 3 月発行

編集・発行：静岡県菊川市教育委員会（菊川市立図書館）

菊川市立図書館 菊川文庫

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内 61

T E L （0537）36-2220

F A X （0537）35-0908

菊川市立小笠図書館

〒437-1514 静岡県菊川市下平川 6225

T E L （0537）73-1132

F A X （0537）73-1133